

2025年2月19日

各 位

会 社 名 FDK 株式会社
代表者名 代表取締役社長 長野 良
(コード番号 6955、東証スタンダード市場)
問合せ先 経営企画室長 柳田 幸一
(TEL. 03-5715-7400)

会 社 名 Silitech Technology Corporation
代表者名 Chairman Yu-Heng Chiao

**Silitech Technology Corporation による
公開買付届出書の提出に伴う公開買付開始公告の訂正に関するお知らせ**

Silitech Technology Corporation は、FDK 株式会社の普通株式に対する公開買付けに関する 2025 年 2 月 13 日付公開買付届出書について、金融商品取引法第 27 条の 8 第 2 項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を 2025 年 2 月 19 日付で関東財務局長に提出いたしました。

これに伴い、2025 年 2 月 13 日付「公開買付開始公告」の内容が別添のとおり訂正されますので、お知らせいたします。

以 上

本資料は、Silitech Technology Corporation（公開買付者）が、FDK 株式会社（公開買付けの対象者）に行った要請に基づき、金融商品取引法施行令第 30 条第 1 項第 4 号に基づいて公表を行うものです。

(添付資料)

2025 年 2 月 19 日付「(訂正) 公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う公開買付開始公告の訂正に関するお知らせ」

2025年2月19日

各位

会社名 Silitech Technology Corporation
代表者名 Chairman Yu-Heng Chiao

(訂正) 公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う公開買付開始公告の訂正に関するお知らせ

台湾証券取引所に上場する Silitech Technology Corporation (TWSE: 3311。以下「公開買付者」といいます。) は、株式会社東京証券取引所スタンダード市場に上場している FDK 株式会社 (以下「対象者」といいます。) の普通株式 (以下「対象者株式」といいます。) を取得するため、金融商品取引法 (昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。) に基づく公開買付け (以下「本公開買付け」といいます。) を 2025 年 2 月 13 日より開始しております。

今般、外国為替及び外国貿易法 (昭和 24 年法律第 228 号。その後の改正を含みます。) 第 27 条第 2 項但書に基づき、2025 年 2 月 17 日付で同項本文所定の待機期間が短縮され、2025 年 2 月 18 日から公開買付者による対象者株式の取得が可能となったことに伴い、本公開買付けに係る公開買付届出書及びその添付書類である 2025 年 2 月 13 日付「公開買付開始公告」 (以下「本公開買付開始公告」といいます。) の記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたので、これを訂正するとともに、当該訂正すべき事項に関連する添付書類を追加するため、法第 27 条の 8 第 2 項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を 2025 年 2 月 19 日付で関東財務局長に提出いたしました。

これに伴い、本公開買付開始公告の内容を下記のとおり訂正いたしますので、お知らせいたします。
なお、本訂正は、法第 27 条の 3 第 2 項第 1 号に定義される買付条件等の変更ではありません。

記

本公開買付開始公告の訂正内容

本公開買付開始公告について、以下のとおり訂正いたします。なお、訂正箇所には下線を付しております。

2. 公開買付けの内容

(11) その他買付け等の条件及び方法

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法
(訂正前)

金融商品取引法施行令 (昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。) 第 14 条第 1 項第 1 号イ乃至ヌ及びワ乃至ツ、第 3 号イ乃至チ及びヌ、第 4 号並びに同条第 2 項第 3 号乃至第 6 号に定める事項のいずれかが発生した場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、令第 14 条第 1 項第 3 号ヌに定める「イからりまでに掲げる事実に準ずる事実」とは、①対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合、又は②対象者の重要な子会社に同号イ乃至トに掲げる事実が発生した場合はいいます。

また、本公開買付期間 (延長した場合を含みます。) 満了の日の前日までに、外国為替及び外国貿易法 (昭和 24 年法律第 228 号。その後の改正を含みます。) 第 27 条第 1 項の定めによる届出に対し、財務大臣及び事業所管大臣から、国の安全等に係る対内直接投資等に該当すると認められ、公開買付者が対象者株式を取得できるようになるまでの待機期間が延長された場合には、令第 14 条第 1 項第 4 号の「許可等」

を得られなかった場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

<後略>

(訂正後)

金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）第14条第1項第1号イ乃至ヌ及びワ乃至ツ、第3号イ乃至チ及びヌ並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが発生した場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実為準る事実」とは、①対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合、又は②対象者の重要な子会社に同号イ乃至トに掲げる事実が発生した場合をいいます。

<後略>

以上